

意思疎通の現状と課題について

黒田委員

- ①愛知県には「手話通訳者派遣事業実施要綱」は既に策定されているが、「要約筆記者派遣事業実施要綱」は、いまだに策定されていない。

厚生労働省から、各都道府県へ「意思疎通支援事業実施要綱」のモデル要綱が通達されてから、既に3年が経過している。制度は、実施要綱に沿って運営される。従来のままの「社会参加促進事業実施要綱」の中で、要約筆記の派遣事業が規定されている状況を、速やかに改善されたい。

- ②「手話言語条例」策定にあたっては、まず、聴覚障害当事者が手話を習得する必要がある。

人生の途中で聴力を失った中途失聴者や難聴者には、意思疎通手段を広げるためにも情報保障つきで手話を習得する場が必要になる。

県事業として実施している「中途失聴者トータルコミュニケーション講座事業（手話・読話教室）」は、月に2時間のみ。これでは、手話や読話の習得は困難。予算も、年間わずか51,000円しかない。中途失聴者・難聴者の社会参加を後押しする事業として機能するよう、時間数の増加や予算の増額などの見直しが必要とされている。

- ③災害時の意思疎通支援態勢の確立。（あらゆる災害への備えとして）

ア 県下市町村の要援護者支援台帳から聴覚障害者情報を把握し、あいち聴覚障害者センターがその情報を管理して、スムーズな安否確認や支援などに役立てる態勢を構築する。

イ 県下市町村の「福祉避難所」に、電光掲示板の設置を義務づける。

ウ 防災訓練には、災害時意思疎通支援啓発の場を設ける。

（平成28年度の愛知県総合防災訓練は、岡崎市と合同で開催。ブースを設け愛難聴と愛聴協が「意志疎通の方法」を伝える。）

- ④「高齢社会」は「難聴者社会」ともいわれている。70歳以上の4人に一人は難聴という統計も出ている。手話を使いこなせない高齢難聴者が急増している。身体障害者手帳を交付されていない高齢難聴者の意思疎通に関する施策を充実させる必要がある。

具体例：高齢難聴者は、施設へ入居しても、聞こえにくいため、孤立しがち。コミュニケーションや意思疎通に配慮が必要なため、高齢者対象の行事や催事に

は、視覚情報による情報提供や意思疎通をおこなう。
関係者の研修には、必ず対応方法・環境整備を入れる。

- ⑤行政機関のプロモーションビデオ映像や行政機関ツアー上映用ビデオなどに字幕が付与されていない。県民・市民対象のPR映像には、字幕付与を義務づけられたい。
- ⑥医療・教育・福祉等の各分野における聴覚障害者対応に配慮する。
(障害当事者講師による研修を義務づける)
また、各分野でネットワークを整備し、意思疎通手段や環境整備などについて情報共有をすすめていく必要がある。
- ⑦相談事業における意思疎通手段は電話のみの対応が多い。音声による相談が困難な聴覚障害者には、FAX・メール・面談など音声以外の方法で相談できる配慮が求められる。個別相談支援は重要な課題。あらゆる方法で相談できるように改善すべき。中途難聴者・中途失聴者の心のケアに関しても、専門性をもって対応できる相談体制が求められている。
- ⑧行政・官公庁などの窓口対応や、飲食店等の接客に「筆談」を浸透させたい。「耳マーク表示板」も設置する。
- ⑨聴覚障害者への配慮として「手話通訳」は配備されても「要約筆記」は付かない行事や催事が多い。厚生労働省の調査では、文字による意思疎通を望む聴覚障害者が多い。「要約筆記」も必ず配備されたい。
- ⑩意思疎通を促進させ、聴覚障害者へ情報がスムーズに届くよう環境整備を進める。
(公的機関には義務づける。民間へは啓発する。)
- ア. 公的機関にあるテレビは、常時、字幕表示にする。(災害時は特に役立つ)
- イ. 聴覚障害者に関係するマーク(「耳マーク」「磁気誘導ループマーク」「蝶マーク)を普及させる。公的機関の窓口には「耳マーク表示板」を設置し、対応に配慮する。
- ウ. 公的施設には「磁気誘導ループ」の設置と設置してある旨の表示を義務づける。
- エ. 公共交通機関(電車・バス・地下鉄等)には、電光掲示板による情報提供(車内放送の視覚情報化)を義務づける。
- オ. その他 必要に応じて必要な措置を講じる。